

在宅保育支援助成金事業について

事業概要

保育施設等を利用せず、家庭で3歳未満の児童を保育する世帯に、対象の児童1人当たり月額5,000円の助成金を交付します。

Q：どのような人が助成金の交付の対象になりますか？

A：次の要件すべてを満たす方が対象になります。

- 家庭で生後4か月から3歳未満の児童を保育する保護者。（祖父母が保育していても対象）満3歳に達してから最初の3月31日を迎えるまでが対象期間になります。
- 村山市内に住所を有し、実際に居住している方。
里帰り出産などの一時的な居住は除きます。
- 対象の児童と同居し、監護していて、かつ生計を同じくしていること。
- 対象の児童が保育施設等を利用していないこと。（病児保育等は除きます）

※世帯に保育料、市税等を滞納している方がいる場合、助成金が交付されない場合がございます。

Q：助成金はいつ、どのように支払われますか？

A：年3回、ご指定の口座に振り込みになります。

- 4月～7月分を8月、8～11月分を12月、12月～3月分を4月に、ご指定の口座に振り込みになります。

Q：申請はどのようにすればよいですか？

A：次の書類を市子育て支援課までご提出ください。

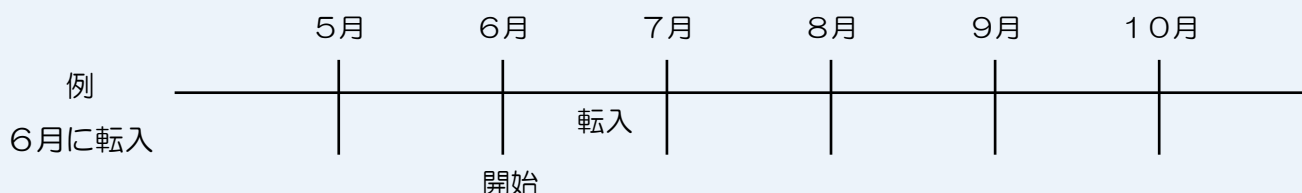
（はんこが必要ですので、お持ちください）

- 申請書兼同意書 1枚、請求書 1枚
- 振り込みを希望する金融機関の通帳の写し（コピー）

Q：月額とありますが、いつからいつまでが対象月ですか？

A：開始月は要件を満たすようになった日が属する月です。
終了月は要件を満たさなくなった日の属する月です。

• 要件を満たすようになった日が属する月



• 児童が生後3か月経過した月の翌月

